

議案第 1 4 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 9 8 号）による介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）の一部改正に伴い、令和 2 年度における軽減後の保険料率を定めるほか、介護保険料の減免の申請期限に関する規定の見直し及び所要の規定の整理を行うため、君津市介護保険条例（平成 1 2 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市介護保険条例の一部を改正する条例

君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「令和元年度及び」を削り、「20,280円」を「15,600円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「20,280円」を「15,600円」に、「34,000円」を「26,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「20,280円」を「15,600円」に、「45,240円」を「43,680円」に改める。

第9条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「支払に係る月の前前月の15日」を「直近の支払日」に改める。

附則第10条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第10条の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の君津市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第3条及び第9条第2項の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例附則第10条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

君津市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>15,600円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>15,600円</u>」とあるのは、「<u>26,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る_____令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>15,600円</u>」とあるのは、「<u>43,680円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限_____までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日_____までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,280円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,280円</u>」とあるのは、「<u>34,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,280円</u>」とあるのは、「<u>45,240円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p>

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第10条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第10条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。